IP通信網サービス契約約款 別冊(シェアードIP-PBXサービス) 【現改比較表】 2021年3月8日現在

~2021年3月7日

2021年3月8日~

目次

第1章~第2章 (略)

第3章 契約

第1節 削除

第2節 削除

第3節 削除

第4節 削除

第5節 削除

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

第73条2~第73条の8 (略)

第73条の9 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 料金表第1表に規定する I P V o i c e 番号通知機能の提供を受けている場合は、第6種シェアード I P - P B X 契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)が指定した I Pセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアード I P - P B X 契約者が契約する第6種シェアード I P - P B X 契約(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3(タイプ5を除きます。)、カテゴリー4及びカテゴリー7に係るものに限ります。)を着信先へ通知します。

目次

第1章~第2章 (略)

第3章 契約

第1節 削除

第2節 削除

第3節 削除

第4節 削除

第5節 削除

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

第73条2~第73条の8 (略)

第73条の9 (略)

(1) (略)

(2)(略)

(3) 料金表第1表に規定する I P Voice番号通知機能 (94771) の提供を受けている場合は、第6種シェアード I P – P B X 契約者(カテゴリー 3 のタイプ 5 に係る者に限ります。)が指定した I Pセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアード I P – P B X 契約者が契約する第6種シェアード I P – P B X 契約(カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3(タイプ 5 を除きます。)、カテゴリー 4 及びカテゴリー 7 に係るものに限ります。)に係る I Pセントレックス番号に限ります。)を着信先へ通知します。

	(4)料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能(タイプ2)の提供を受けてい
	る場合は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限りま
	す。)が指定したIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PB
	X契約者が契約する第6種シェアード I P – P B X契約(カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテ
	ゴリー3、カテゴリー4及びカテゴリー7に係るものに限ります。)に係るIPセントレック
	ス番号に限ります。)を着信先へ通知します。
2~3 (略)	2~3 (略)
第73条10~第73条の12 (略)	第73条10~第73条の12 (略)
第4章 付加機能	第4章 付加機能
第74条 (略)	第74条 (略)
(付加機能の提供上の条件)	(付加機能の提供上の条件)
第74条の2 (略)	第74条の2 (略)
第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5	第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に
に限ります。)から付加機能(IP Voice番号通知機能に限ります。以下この条におい	限ります。)から付加機能(IP Voice番号通知機能 <u>(タイプ1)</u> に限ります。以下こ
て同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほか、その第	の条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほ
6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に限ります。)が第6種シェア	か、その第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に限ります。)が第
ードIP-PBX契約者(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3(タイプ5を除きま	6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3(タイプ5
す。)、カテゴリー4及びカテゴリー7に係る者に限ります。)と同一の者とならないときは、	を除きます。)、カテゴリー4及びカテゴリー7に係る者に限ります。)と同一の者とならな
付加機能を提供しません。	いときは、付加機能を提供しません。

	第74条の2の3 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に
	限ります。)から付加機能(IP Voice番号通知機能(タイプ2)に限ります。以下こ
	の条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほ
	か、その第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に限ります。)が第
	6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3、カテゴリ
	- 4及びカテゴリー7に係る者に限ります。)と同一の者とならないときは、付加機能を提供
	<u>しません。</u>
第74条の3 当社は、付加機能(特定番号通知機能及びIP Voice番号通知機能に限	第74条の3 当社は、付加機能(特定番号通知機能 <u>IPVoice番号</u> 通知機能 <u>(タイプ</u>
ります。)の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。	1)及びIP Voice番号通知機能(タイプ2)に限ります。)の提供条件を満たさなく
	なったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。
第5章~料金 (略)	第5章~料金 (略)
料金表	料金表
通則 (略)	通則 (略)
第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)	第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)
第1 利用料金	第1 利用料金
1~4 (略)	1~4 (略)
5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの	5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの
5-1 (略)	5-1 (略)
5 – 2 料金額	5 - 2 料金額
5-2-1 (略)	5-2-1 (略)
5-2-2 付加機能利用料	5-2-2 付加機能利用料

		(月額)			(月額)		
区分	単 位	料 金 額	区分	単 位	料 金 額		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
I P V o i c e 番号通知機能	1のIPセントレ	-	IP Voice番号通知機能 (タイプ1)	1の I Pセントレ	_		
	ックス番号ごとに			ックス番号ごとに			
		_	IP Voice番号通知機能(タイプ2)	1のIPセントレ	_		
				ックス番号ごとに			
5-2-3~5-2-4 (略)			5-2-3~5-2-4 (略)				
第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの)工事費を除きます。))	第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。))				
1 適用 (略)			1 適用 (略)				
2 工事費の額			2 工事費の額				
2-1 削除			2-1 削除				
2-2 削除			2-2 削除				
2-3 削除			2-3 削除				
2-4 第6種シェアードIP-PBXサービス	に関するもの		2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの				
(略)			(略)				

		区 分	単	位	工事費の額
ア	(ア) 利	カテゴリー 1(タイプ 2 を除きます。)、カテ	(略)		(略)
交換	用の開	ゴリー2、カテゴリー3又はカテゴリー4の			
機等	始に関	もの			
工事	するエ	カテゴリー1(タイプ2に限ります。)のも	(略)		(略)
費	事の場	Ø			
	合	カテゴリー 7 のもの	(略)		(略)
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	(略)		(略)
		メンバーズネット機能(タイプ1)又はメン	(略)		(略)
		バーズネット機能(タイプ2)に関するもの			
		メンバーズネット機能(タイプ1)に関する	(略)		(略)
		もの			

	上記以外のもの	(略)	(略)
(イ) 上	カテゴリー1(タイプ2を除きます。)、カテ	(略)	(略)
記以外	ゴリー2、カテゴリー3(タイプ5を除きま		
に関す	す。)又はカテゴリー4のもの		
る工事	カテゴリー1(タイプ2に限ります。)のも	(略)	(略)
の場合	Ø.		

		区 分	単	位	工事費の額
ア	(ア) 利	カテゴリー1(タイプ2を除きます。)、カ	(略)		(略)
交換	用の開	テゴリー2、カテゴリー3又はカテゴリー4			
機等	始に関	のもの			
工事	するエ	カテゴリー1(タイプ2に限ります。)のも	(略)		(略)
費	事の場	Ø			
	合	カテゴリー 7 のもの	(略)		(略)
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	(略)		(略)
		メンバーズネット機能(タイプ1)又はメン	(略)		(略)
		バーズネット機能(タイプ2)に関するもの			
		メンバーズネット機能(タイプ1)に関する	(略)		(略)
		もの			
		IP Voice番号通知機能(タイプ2)	_		_
		に関するもの			
		上記以外のもの	(略)		(略)
	(イ) 上	カテゴリー 1 (タイプ 2 を除きます。)、カ	(略)		(略)
	記以外	テゴリー2、カテゴリー3(タイプ5を除き			
	に関す	ます。)又はカテゴリー4のもの			
	る工事	カテゴリー 1 (タイプ 2 に限ります。)のも	(略)		(略)
	の場合	Ø.			

	カテゴリー 7 のもの	(略)	(略)	
	番号ポータビリティ機能に	(略)	(略)	(略)
	関する工事の場合			
	メンバーズネット機能(タ	(略)	(略)	(略)
	イプ1)又はメンバーズネ			
	ット機能 (タイプ 2) に関す			
	るもの			
	メンバーズネット機能(タ	(略)	(略)	(略)
	イプ1)に関するもの			

		上記以外のもの			(略)	(略)
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
上記						
以外						
のエ						
事費						

		カテゴリー7のもの			(略)	(略)
		番号ポータヒ	ごリティ機能に	(略)	(略)	(略)
		関する工事の場合				
		メンバーズネ	ペット機能(タ	(略)	(略)	(略)
		イプ1)又は	はメンバーズネ			
		ット機能(タ	イプ 2) に関す			
		るもの				
		メンバーズネ	ペット機能(タ	(略)	(略)	(略)
		イプ1)に関するもの				
		IP Voi	c e番号通知機	能(タイプ2)	_	_
		に関するもの	<u>)</u>			
		上記以外のも	5 <i>0</i>		(略)	(略)
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
上記						
以外						
のエ						
事費						

第3表 (略)

料金表別表 1 (略)

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

第3表 (略)

料金表別表 1 (略)

料金表別表 2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

1~15 (略)
16 IP Voice番号通
知機能
この機能を利用する第6
種シェアードIP-PBX
契約(カテゴリー3のタイプ
5 に係るものに限ります。)
に係るIPセントレックス
番号から行う通話について、
そのIPセントレックス番
号に替えて指定のIPセン
トレックス番号(この機能を
利用する第6種シェアード
I P – P B X 契約者 (カテゴ
リー3のタイプ5に係る者
に限ります。) が契約する第
6種シェアードIP-PB
X 契約(カテゴリー 1、カテ
ゴリー2、カテゴリー3(タ

分

X

		提	供	条	件	
	(略)					
号通	(1)	(略)				
	(2)	(略)				
	(3)	(略)				

- (4) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。) から通知元第6種シェアードIP-PBX契約につ いて、解除の通知があったとき又はその事実を知っ たときは、この機能を廃止します。
- (5) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。) から着信先に通知するIPセントレックス番号を利 用する通知元第6種シェアードIP-PBX契約に ついて解除すると同時に新たに通知元第6種シェア ードIP-PBX契約を締結した旨の届出がないと きは、この機能を廃止します。
- (6) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。) と着信先に通知する I Pセントレックス番号を利用 する通知元第6種シェアード IP-PBX契約に係

区分		提	供	条	件
1~15 (略)	(略)				
16 IP Voice番号通	(1)	(略)			
知機能(タイプ1)	(2)	(略)			
	(3)	(略)			
この機能を利用する第6	(4)	当社は、	第6種シェブ	アードIP-	PBX契約者(カ
種シェアードIP-PBX	テ:	ゴリー30	カタイプ 5 に	係る者に限り)ます。) から通
契約 (カテゴリー3のタイプ	知	元第6種注	シェアード I	P-PBX契	四約 (タイプ1)
5 に係るものに限ります。)	(ت	ついて、角	解除の通知が	あったとき又	はその事実を知
に係る I Pセントレックス	つ;	たときは、	この機能を	廃止します。	
番号から行う通話について、	(5)	当社は、	第6種シェブ	アードIP-	PBX契約者(カ
その I Pセントレックス番	テ:	ゴリー30	カタイプ 5 に	係る者に限り)ます。) から着
号に替えて指定のIPセン	信	先に通知 ⁻	するIPセン	ントレックス	番号を利用する
	1				

トレックス番号(この機能を

利用する第6種シェアード

I P – P B X 契約者 (カテゴ

リー3のタイプ5に係る者

に限ります。) が契約する第

6種シェアードIP-PB

X 契約(カテゴリー 1、カテ

ゴリー2、カテゴリー3(タ

BX契約者(力 ます。) から着 番号を利用する 通知元第6種シェアード I P - P B X 契約 (タイプ 1)について解除すると同時に新たに通知元第6種シ エアード I P - P B X 契約 (タイプ1) を締結した旨 の届出がないときは、この機能を廃止します。

(6) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カ テゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。) と着信 先に通知する I Pセントレックス番号を利用する通 知元第6種シェアード IP-PBX契約(タイプ1)

イプ5を除きます。)、カテ ゴリー4及びカテゴリー7 に係るものに限ります。以 下、本欄において「通知元第 6種シェアードIP-PB X契約」といいます。)に係 るIPセントレックス番号 に限ります。)を着信先に通 知する機能

る契約者が同一の者とならないことを知ったとき は、この機能を廃止します。

- (7) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。) に係る1のIPセントレックス番号につき、通知元 第6種シェアードIP-PBX契約に係る1のIP セントレックス番号を通知します。
- (8) (略)

イプ5を除きます。)、カテ ゴリー4及びカテゴリー7 に係るものに限ります。以 下、本欄において「通知元第 6種シェアードIP-PB X契約(タイプ1)」といい ます。) に係る I Pセントレ ックス番号に限ります。) を │ (8) (略) 着信先に通知する機能

- に係る契約者が同一の者とならないことを知ったと きは、この機能を廃止します。
- (7) 当計は、第6種シェアードIP-PBX契約者(力) テゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。) に係る 1のIPセントレックス番号につき、通知元第6種シ ェアード I P – P B X 契約 (タイプ 1) に係る 1 の I Pセントレックス番号を通知します。

17 IP Voice番号通知 機能(タイプ2)

この機能を利用する第6種 シェアード I P - P B X 契約 (カテゴリー3のタイプ1に 係るものに限ります。)に係る IPセントレックス番号から 行う通話について、そのIP セントレックス番号に替えて 指定のIPセントレックス番 号(この機能を利用する第6

- (1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(力) テゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。)に、こ の機能を提供します。
- (2) この機能の申込みにあたっては、着信先に通知す るIPセントレックス番号をあらかじめ指定してい ただきます。
- (3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(力) テゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。) から着 信先に通知する I Pセントレックス番号について、廃 止の届け出があったとき又はその事実を知ったとき は、この機能を廃止します。
- (4) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(力)

種シェアード I P - P B X 契 約者(カテゴリー3のタイプ 1に係る者に限ります。)が契 約する第6種シェアードIP PBX契約(カテゴリー1、 カテゴリー2、カテゴリー3、 カテゴリー4及びカテゴリー 7に係るものに限ります。以 下、本欄において「通知元第6 種シェアードIP-PBX契 約(タイプ2)」といいます。) に係る I Pセントレックス番 号に限ります。) を着信先に通 知する機能

テゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。) から通知元第6種シェアード I P - P B X 契約 (タイプ2) について、解除の通知があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。

- (5) 当社は、第6種シェアード I P P B X 契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。) と着信先に通知する I P セントレックス番号を利用する通知元第6種シェアード I P P B X 契約(タイプ2)に係る契約者が同一の者とならないことを知ったときは、この機能を廃止します。
- (6) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カ デゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。)に係る 1のIPセントレックス番号につき、通知元第6種シ エアードIP-PBX契約(タイプ2)に係る1のI Pセントレックス番号を通知します。
- (7) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上や むを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去す ることがあります。

I P 通信網サービス契約約款 共通編

<u>附 則(令和3年3月3日 APS1サ第00751256号)</u>
1 この改正規定は、令和3年3月8日から実施します。
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、
この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。
IP Voice番号通知機能 IP Voice番号通知機能(タイプ1)
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ
の他債務については、なお従前の通りとします。
4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ
いては、なお従前の通りとします。